

議会活性化前進に向け 特別委員会を設置 家庭的保育スタート準備 2施設整備補助

12月定例会を8日から15日まで8日間の会期で開きました。

23年度一般会計他補正予算、条例制定、岩戸温泉指定管理者の指定など8議案を審議しました。

審議の結果、全ての議案について賛成全員、一部を賛成多数で可決しました。

文教厚生常任委員会審議に傍聴希望があり、5人の方が委員会を傍聴されました。

最終日に「議会活性化調査研究特別委員会」の設置を全会一致で可決し、委員長に月尾副議長、副委員長に松永、大塚、坂本、鈴木の各委員会委員長を選出して、

全員参加で、議会活性化のための調査研究に取り組むことにしました。

一般質問を9議員が行いました。

主な補正予算

○県知事選挙費1086万円

○障がい者福祉サービス事業費4900万円増
○子ども医療費1313万円増など。

新規事業

○家庭的保育事業施設整備等補助金456万円
保育希望者の増加に対応するため、自宅などで0～3歳未満児を保育する事業が来年度から実施予定。2箇所の保育室整備などへ補助されます。

Q & A

家庭的保育とは？

詳しくは大津町役場・子育て支援課にお問い合わせ下さい。

☎二九三ー五九八一

Q. どのような保育ですか？

児童福祉法に基づき、市区町村が実施する公的な保育です。
1日約8時間、毎日行われる保育（通常保育）です。

Q. 何歳まで利用できますか？

主として、産休明けから3歳未満の低年齢の子どもを対象とする保育です。

Q. どんな人が保育するのですか？

保育士を基本としています。保育士資格を保有していない場合は、認定研修により、保育士と同等の知識や技術を持っていると市区町村長が認めた方が家庭的保育者となります。いずれも、市区町村から認定を受けた家庭的保育者が、基礎研修を受講した上で保育にあたります。

Q. どんな人が利用できますか？

保育所と同じように保護者が働いているなどの理由で、日中家庭で保育できない子ども（保育に欠ける子ども）が対象です。

Q. どんな部屋で保育をするのですか？

家庭的保育者の居宅に整備された専用の保育室です。
保育室は子どもの人数に応じた広さが規定されています。

Q. 定員は何名ですか？

1人の家庭的保育者が子ども3人まで保育することができます。
家庭的保育者が保育補助者とともに保育する場合は子ども5人までです。

Q. 保育料はいくらですか？

市区町村が保育料を定めるため、市区町村によって異なります。保育所と同じ階層区分のあるところや、保育料が一律のところもあります。

請願・陳情の結果

請願3件をいずれも賛成少数で不採択としました。（詳細7頁）